

住宅リフォーム補助対象工事一覧表（参考）

住宅の修繕、改築、増築、模様替え、その他維持及び機能向上に係る工事が補助対象となります。ただし、消耗品、備品の購入及び設置工事は補助対象外となります。（店舗部分、車庫、倉庫等のリフォームも補助対象外です。）

工 事 内 容	適否	備 考
基礎・土台の補強・修繕、取替	○	
屋根塗替	○	
屋根材葺替	○	
屋根下地材の補修・取替	○	
といの取替・補修	○	
外壁塗替	○	
外壁張替	○	
外壁下地補修・取替	○	
外壁の防水工事	○	
フローリング新設・張替・補修	○	
畳の取替・表替	×	
固定カーペットの張替	○	
床断熱材の新設・取替	○	
バリアフリー改修（手すり設置、段差の解消など）	○	介護保険など他制度との併用は可としますが、リフォーム補助の対象は、他制度の補助対象箇所を控除した額となります。
壁仕上げ材の取替・補修	○	
タイル張替・補修	○	
腰壁の取替・補修	○	
壁の塗替	○	
壁断熱材の新設・取替	○	
天井仕上げ材の取替・補修	○	
天井の塗替	○	
天井断熱材の新設・取替	○	
間取りの変更改修	○	
住宅部分の増築	○	
外部開口部シャッター取替・補修・新設	○	
サッシの取替	○	
強化ガラス、複層ガラスへの入替	○	
障子・ふすまの入替・張替	○	
暖房器具の新設・取替	×	製品のみの新設・取替は対象外
流し台の新設・取替	○	
給湯器	△	台所、浴室の改修と一体的に行う高効率給湯設備は可
ガスコンロ、IHクッキングヒーターのみの取替	×	製品のみを取替は対象外
洗面化粧台の新設・機種変更	○	
和式から洋式便所への変更	○	介護保険など他制度との併用は可としますが、リフォーム補助の対象は、他制度の補助対象箇所を控除した額となります。
洗浄便座のみの新設・取替	×	製品のみを取替は対象外
家具の設置	×	組み込み式を含む
電化製品（エアコン・照明器具など）の新設・取替	×	

※公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事は、対象外となります。

※助成対象工事は、工事費を含むもので、単なる備品の取替は対象外です。

※上記はあくまでも例示です。これら以外にも多種多様なリフォームが対象となります。